確定申告

申告は
お早めに！

＊ 2月16日（月）～3月16日（月） ＊

平成20年分の所得税の確定申告は、２月16日（月）～３月16日（月）までとなっています。
申告の準備はお済みでしょうか？例年、申告期限前は窓口が混み合いますので、申告が必要な方は必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告をしてください。
確定申告期間中、役場では住民税（町県民税）、国民健康保険税（国保税）の申告も受け付けています。（日程は、次頁のとおりです。）
また、個人事業者の消費税の申告期限は３月31日（火）です。こちらもお早めに申告をお願いします。

確定申告をしなければならない主な方

・税務署から申告書が郵送されてきた方
・給与所得者（アルバイトを含む）で、２カ所以上から給与をもらっている方
・給与収入で、年収が２，０００万円を超える方
・給与以外の所得金額が、20万円を超える方（20万円以下の方は、住民税の申告が必要です。）
・事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、所得税の納付税額がある方

確定申告をしたほうがよい方

年金所得がある方や年の途中で退職され、その後お勤めがないため年末調整を受けることができない方などは、申告して社会保険料控除などを受けることで所得税が還付になったり、住民税の計算も有利になる場合があります。

申告の際に必要な主なもの

○申告書（税務署から郵送された方のみ）
○印鑑（認印で可）
○本人の口座番号がわかるもの（通帳など）
○源泉徴収票・支払証明書など
○事業所得・不動産所得などがある方は収支内訳書（収入金額と必要経費が記載済みのもの）
○国民年金などの社会保険料控除証明書
○保険料などの控除証明書（生命保険・個人年金・地震保険など）
○医療費控除関係（領収書・高額療養費などの給付金額がわかる書類、保険会社からの給付金額がわかる書類）
○障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

国民健康保険の方は申告をお忘れなく！

国民健康保険（国保）に加入されている方（世帯に国保へ加入している家族がいる場合の世帯主を含む）は、所得税または住民税の申告をする必要があります。
所得がない場合でも申告をしないと国保税の減額措置を受けることができなくなってしまいますので、ご注意ください。

申告をしないと

公営住宅や児童手当などの手続きに必要な各種証明書（所得証明書・課税証明書など）の発行ができなくなることがあります。

住民税の住宅ローン控除について

○平成11年から平成18年までに入居され、年末調整や確定申告で住宅ローン控除を受けられる方で、所得税で引ききれなかった住宅ローン控除がある場合、その引ききれなかった分を住民税から控除できる制度が、平成20年度（平成19年分）から始まっています。控除の適用を受けるには毎年申告が必要です。
○平成21年度（平成20年分）の対象となる方は、３月16日（月）までに、役場（確定申告をする方は税務署）へ控除を受けるための申告書を提出する必要があります。
○菊陽町ホームページに「住宅ローン控除申告書作成ツール」を掲載していますのでご利用ください。

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受ける方は、平成20年中に支払った医療費の領収書（原本）が必要です。また、「高額療養費として健康保険などからの給付金」や「生命保険などからの給付金」などを差し引いた金額が対象となりますので、ご注意ください（これらの「戻ってきた金額」がわかる書類も必要です）。
なお、申告する際は、あらかじめ領収書の金額を家族ごとに集計し、所定の様式に記入した上で提出してください（様式は、税務課・武蔵ケ丘支所に備え付けてあります）。

住宅ローン控除を受ける方へ

申告時に、書類が不足していた場合は、受付ができませんので事前に必要書類をご確認ください（住宅ローン控除は、原則として税務署受付となります）。
○住民票、登記事項証明書（登記簿謄本）、年末残高証明書は、それぞれ原本を提出。
○売買契約書（工事請負契約書）のコピー（収入印紙の貼付が確認できるもの）。
※平成20年に入居された方は、住宅ローン控除を受ける期間を選択（10年か15年を選択）できます。

国税庁ホームページでも確定申告ができます

国税庁のホームページに掲載している確定申告書等作成コーナー（http://www.nta.go.jp）では、画面案内に従って金額などを入力することで、確定申告書等を作成することができ、印刷すれば税務署に提出できます。また、電子申告データを作成すれば電子申告により申告等を行うことができます。

■申告日程（税務署）

対象者	期　日	会　場
青色申告・譲渡所得・事業所得・一時所得・住宅ローン控除・税務署から通知が来た方など、全ての所得税申告、個人事業者の消費税申告	2／16(月)～3／16(月)	菊池地域農協 菊池中央支所（土・日は除く）
	2／22(日)および3／1(日)	ダイエー 熊本店（熊本市大江）

※青色申告の方は青色申告会を通して提出するか、税務署へ直接提出してください。
※詳しくは菊池税務署等へお問い合わせください。

■申告書作成無料相談

南九州税理士会菊池支部による申告書作成の無料相談が開催されます。

■期　間
２月５日（木）～13日（金）
※土・日・祝日を除く。

■場　所
菊池地域農協菊池中央支所（菊池市役所そば）

■問い合わせ
菊池税務署個人課税部門（☎0968-25-2121）

■菊池税務署案内図

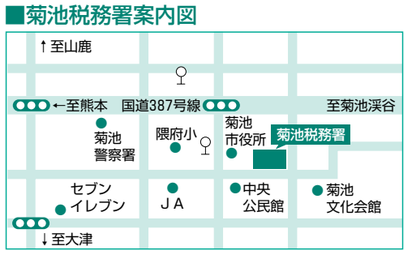

■申告日程　青色申告・譲渡所得などは受付できませんのでご注意ください。

期　日	受付地区		会　場
	午　前	午　後	
	午前9～11時	午後1～4時	
2月16日（月）	三里木・三里木北		三里木町民センター
2月17日（火）	新山・境の松・新成		
2月18日（水）	杉並台・青葉台		
2月19日（木）	東ケ丘・沖野・下堀川		
2月20日（金）	光の森		武蔵ケ丘コミュニティセンター（武蔵ケ丘中学校隣）
2月23日（月）	武蔵ケ丘１町内～４町内		
2月24日（火）	武蔵ケ丘５町内～８町内		
2月25日（水）	八久保・南八久保		
2月26日（木）	花立・向陽台		
2月27日（金）	中代		東部町民センター（多目的ホール）
3月 2日（月）	上中代・出分	戸次・馬場楠	
3月 3日（火）	川久保・下原	津留・大堀木	役場２階大会議室
3月 4日（水）	曲手・辛川	井口・道明	
3月 5日（木）	あさひケ丘・津久礼ケ丘	上津久礼	
3月 6日（金）	宮の上・ひばりケ丘	下津久礼	
3月 9日（月）	緑ケ丘	緑陽台・古閑原	
3月10日（火）	入道水・柳水・馬場		
3月11日（水）	上堀川	新町・南方	
3月12日（木）	中尾・光団地・駅前		

※混雑をさけるため、行政区ごとに受付日（午前・午後）を指定しています。できるだけ、ご自分の行政区の指定された日に申告をお願いします。
※申告会場は、混み合う場合がありますので、時間に余裕をもってご来場ください。

問い合わせ　税務課　住民税係　☎ 232-4911